令和３年 ２月１６日時点版

タイの輸入青果物に対する農薬規制について

1 タイにおける輸入生鮮野菜及び果物の残留農薬検査について

1-1　タイにおける輸入生鮮野菜及び果物の残留農薬検査について（概要）

タイ保健省は、輸入通関時の青果物の残留農薬検査に関するガイドラインを発表しました。ガイドラインでは、輸入青果物を「非常に高リスク」「高リスク」「低リスク」に分類して残留農薬検査を行うこととされており、タイ政府による検査以外の方法で輸入を希望する場合は、指定の物質の分析結果証明書（COA）を提示することで通関手続きを行うことができるとされています。

運用開始時期　**令和2年8月1日～**

対象品目　**全種類の生鮮野菜及び果物**（米、麦、茶、乾燥及び冷凍された野菜及び果物は含まれない。）

分類	該当商品	通関の方法		留置きの有無	その他
		現地での分析（対象物質）	ＣＯＡ提示（対象物質）		
非常に高リスク	リストの特定事業者の生鮮野菜及び果物	○ 過去に基準値超過した物質	○ 過去に基準値超過した物質	有	現地分析は、輸入者負担
高リスク	野菜(5品目) スナップエンドウ, セロリ, コリアンダー, カイラン, ホウレンソウ 果物(5品目) さくらんぼ, みかん, いちご, ぶどう,ドラゴンフルーツ	○ タイ政府が指定した134物質	○ 品目別にタイ政府が指定した物質	無	現地分析は、タイ政府負担
低リスク	「非常に高リスク」及び「高リスク」に分類されない品目	○ 簡易検査キットによる分析 →134物質の分析	○ タイ政府が指定した134物質	無	現地分析は、タイ政府負担

1-2 タイにおける輸入生鮮野菜及び果物の残留農薬検査について（対象品目の分類）

導入の経緯

・ 2019年12月27日、保健大臣が2020年を食品安全の1年として、タイ国民が安全性の高い食品を消費できるようにするとの健康分野の国家的目標を発表。
・市民団体のタイ農薬警告ネットワーク（THAI-PAN）が青果物の残留農薬を検査した結果、4割以上が国内の基準を超えていたこと等も影響している模様。
・なお、当該措置については、輸入食品だけでなく、国内生産に対しても対応を求めることとしている。

分類	分類の考え方
非常に高リスク	タイ食品医薬品検査課が、過去の残留農薬の検査結果から、残留農薬が検出されるリスクが高いとしたもの
高リスク	タイの食品医薬品検査所が、2018年～2019予算年度にサンプリングを行い、有害な残留農薬が検出された履歴があり、その割合が、それぞれの種類の野菜および果実サンプル数の２０％超のもので、そのうち上位５位となっている品目
低リスク	「非常に高リスク」「高リスク」グループに該当しない品目

1-3 タイにおける輸入生鮮野菜及び果物の残留農薬検査について（分析対象物質）

分類	対象となる物質
非常に高リスク	・タイ現地での分析：過去に基準値超過した物質 ・COA提示：過去に基準値超過した物質
高リスク	・タイ現地での分析：タイ政府が指定した134物質 ・COA提示：野菜5品目、果実5品目別にタイ政府が指定した物質（以下果実抜粋） **＊：日本からの輸出の際の分析結果証明書で分析が免除される物質** **さくらんぼ（4物質）** クロルピリホス＊、グリホサート＊、フェンプロパトリン、パラコート **いちご（6物質）** クロルピリホス＊、メソミル、プロパルギット＊、グリホサート＊、パラコート、ピリメタニル＊ **みかん（14物質）** ビフェントリン、シペルメトリン、パラコート、カルベンダジム、ジコホール＊、プロフェノホス、カルボフラン＊、エチオン＊、チアベンダゾール、クロルフェナピル、グリホサート、トリアゾホス＊、クロルピリホス、オメトエート＊ **ぶどう（8物質）** クロルフェナピル、フェノブカルブ＊、パラコート、クロルピリホス＊フェンプロパトリン、プロチオホス＊ 、シフルトリン＊ 、グリホサート＊
低リスク	・タイ現地での分析：簡易検査キットによる分析 （結果次第ではタイ政府が指定した134物質を対象として分析機関において分析が行われる） ・ＣＯＡ提示：タイ政府が指定した134物質

2 タイにおける農薬使用の規制強化について

2-1 タイにおける農薬使用の規制強化について

導入の経緯

・ 2019年10月に国家危険物質委員会（ＮＨＳＣ）がパラコート等のタイ国内での使用を同年12月から禁止する決議を採択したが、同11月に同委員会がその決議を覆し、グリホサートの使用禁止を見送り、パラコート、クロルピリホスの使用禁止の開始時期を６ヶ月延期。
・2020年５月19日、タイ工業省は、パラコート、クロルピリホスなどの５種の物質を、2020年６月１日から第４種有害物質に指定し、2020年11月2日、タイ保健省は、これら５つの物質が食品から検出されることを禁止することなどを定めた告示を公布し、2021年6月1日から施行することとしている。

運用開始時期　2021年6月1日～

対象品目　全ての農産物及び食品

タイ向け主要農産物	農薬の種類	日本の基準値（2020年２月１日時点）	タイの基準値（ＭＲＬ）		（参考）CODEX基準値
			現　行	告示施行後（2021年6月）	
りんご	クロルピリホス	1.0ppm	1ppm	不検出	1ppm
	パラコート	0.05ppm	0.01ppm	不検出	0.01ppm
もも	クロルピリホス	1.0ppm	0.5ppm	不検出	0.5ppm
	パラコート	0.05ppm	0.01ppm	不検出	0.01ppm
かんしょ	クロルピリホス	0.1ppm	0.05ppm	不検出	-
	パラコート	0.05ppm	0.05ppm	不検出	0.05ppm

2-2 パラコート、クロルピリホス等の検出限界値（LOD）について

農薬の種類	商　品	LOD [Limit of Detection] (ppm)
クロルピリホス クロルピリホスメチル	生鮮果実及び野菜	0.005
	穀物及び豆類	0.01
	肉、牛乳、卵	0.005
パラコート	生鮮果実及び野菜	0.005
	穀物及び豆類	0.02
	肉、牛乳、卵	0.005

※ 分析方法は、タイの保健省告示387号の付表５に記載されている分析方法により分析を行う必要があると考えられる。
（タイ保健省告示387号）
【タイ語】http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF
【日本語仮訳】https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afa/2020/thai387.pdf
*上記のpdfの p 33「付表５農薬使用による食品中の残留有害物質の学術的な分析検査方法」をご覧下さい。

3 活用いただける支援事業について

3-1 活用いただける支援事業について

輸出時に必要な残留農薬分析結果証明書の取得をご検討の方はこちらの事業を活用いただけます

輸出環境整備推進事業のうち

施設認定等検査支援事業

※当該事業は、令和3年度当初予算事業となります。
※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。
※成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更がありうることにご留意下さい。

❶ 補助率 定額

タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新支援事業

事例 タイ向けにリンゴやイチゴを輸出するために認証を取りたい

タイへ青果物を輸出する際など、輸出先国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合はその費用を支援します。

❷ 補助率 定額

タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業

事例 タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい

輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査等が求められている場合、その検査等の費用を支援します。（2019年3月31日以降から輸出先国より要求されている場合が対象）

❸ 補助率 50%

インドネシア等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

事例 インドネシア向けにぶどうを輸出するために残留農薬等検査を受けた

事例 タイにいちごを輸出するために残留農薬検査を受けたい

輸出先国の法令等により、茶、穀物等を含む植物由来食品を輸出する際に残留農薬等検査の実施が必要な場合又は残留農薬等検査を実施することで輸出手続の円滑化が図られる場合はその費用を支援します

❹ 補助率 50%

台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

事例 台湾に桃を輸出するために、登録生産園地や登録選果梱包施設について、台湾の検査官の査察が必要

輸出先国の検査官を日本に招へいして、生産園地、登録施設等の確認や輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査が求められている場合、その検査等の費用を支援します。

<事業の流れ> 国 → 定額、1/2 → 民間団体等

［お問い合わせ先］食料産業局輸出先国規制対策課（03-3501-4079）

3-2 活用いただける支援事業について

該当農薬の代替防除手法の導入をご検討の方はこちらの事業を活用いただけます

グローバル産地づくり緊急対策事業のうち

青果物輸出拡大加速化対策事業

※当該事業は、令和２年度補正予算事業となります。
※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。

＜事業の内容＞

１．青果物輸出産地づくりに向けた取組支援

○ 輸出先国・地域における規制やニーズに対応した**青果物の輸出産地づくり**に向け、**関係者の合意形成、課題や対応を明確化する取組**を支援します。

２．輸出先国・地域の規制やニーズへの対応に向けた取組支援

（１）生産技術体系の構築に向けた取組

輸出先国・地域における植物検疫条件及び残留農薬基準値等の規制やニーズに対応した青果物の生産技術体系の構築に向け、**残留農薬分析、気象条件やほ場環境等のデータ収集・分析、防除暦の見直し**などの取組を支援します。

（２）鮮度保持流通体系の確立に向けた取組

輸出先国・地域におけるニーズに対応した青果物の品質や数量を確保するため、関係者が連携して行う**長期保存・鮮度保持流通体系の確立に向けた最適条件の検討**、産地における**鮮度保持のための機器等のリース導入、MA包装や緩衝資材等を組み合わせた輸送手法の導入**、青果物の**品質確認に必要な分析、マニュアルの作成**などの取組を支援します。

＜事業イメージ＞

１ 青果物輸出産地づくりに向けた取組

・関係者が参集し、輸出産地づくりに向け、課題や対応を検討

・産地等の取組成果を共有

産地間・事業者間の連携を強化

２（１）生産技術体系の構築に向けた取組

国別残留農薬基準値

	A国	B国	C国
X剤	2	1	1
Y剤	2	0.2	不検出

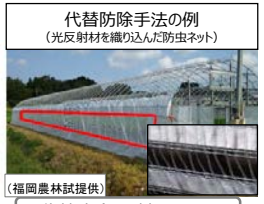

代替防除でY剤は不要に

残留農薬等を分析 → 輸出先の残留農薬基準値をチェック → 代替防除の検討 防除暦の見直し

- A国に輸出可能に
- B国に輸出可能に
- C国に輸出可能に

販路の多様化を実現

２（２）鮮度保持流通体系の確立に向けた取組

産地	国内輸送	海外輸送	輸出先
鮮度保持のための機器等のリース導入	MA包装(※1)や緩衝資材の活用、CA貯蔵(※2)などを組み合わせた輸送手法の導入		青果物の品質確認に必要な分析（水分や糖度等）

関係者が連携し、
産地から輸出先までの長期保存・鮮度保持流通体系の確立に向けた最適条件を検討。

品質確保と口ス率低減を実現

※1 MA包装：包装内の空気を「低酸素、高二酸化炭素」にすることにより、青果物の呼吸を抑制する包装資材。
※2 CA貯蔵：酸素及び二酸化炭素の濃度を、青果物の呼吸作用を抑える組成にコントロールする貯蔵方法。

＜事業の流れ＞ 国 → 定額、1/2 → 民間団体等

［お問い合わせ先］生産局園芸作物課　（03-3502-5958）

3-3 活用いただける支援事業について

病害虫防除や残留農薬基準等の課題に対する技術的支援をご希望の方はこちらの事業を活用いただけます

グローバル産地づくり推進事業のうち

輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援

※当該事業は、令和3年度当初予算事業となります。

＜事業の内容＞

輸出力強化戦略の重点品目等を対象に、輸出先国の植物検疫条件等に対応して輸出の実現を目指す産地の要望に応じて、植物防疫等の専門家による支援を実施します。

1．グローバル産地への技術的支援の体制整備

○ 輸出に取組もうとする産地、流通・販売事業者等からの相談を受ける窓口を全国に開設。

○ 植物検疫、病害虫防除・栽培管理、農薬の残留等の専門家を選定・登録し、産地の要望に応じて専門家を派遣。

2．専門家による産地等への課題解決支援

○ 農産物の輸出を目指す産地から課題等を聴取・分析し、産地ごとの課題の解決策や輸出実現までに必要な取組等を記録する輸出産地カルテを作成。

○ 輸出産地カルテに基づき、産地等の実態にあった、病害虫防除や残留農薬基準等の課題に対する技術的支援を実施。

＜事業イメージ＞

産地が抱える課題

○ 輸出先国の定める植物検疫条件・残留農薬基準をクリアするには、既存の防除体系の変更を伴う場合が多く、新たな防除体系を構築することが必要。

○ 輸出先国の植物検疫条件によっては、くん蒸等の収穫後処理も必要。

➡ **新たな防除体系による防除効果や収穫後処理による品質への影響を懸念し、輸出を断念する産地が存在。**

課題の解決

輸出産地が行う課題解決に向けた取り組みを植物防疫等の専門家が支援

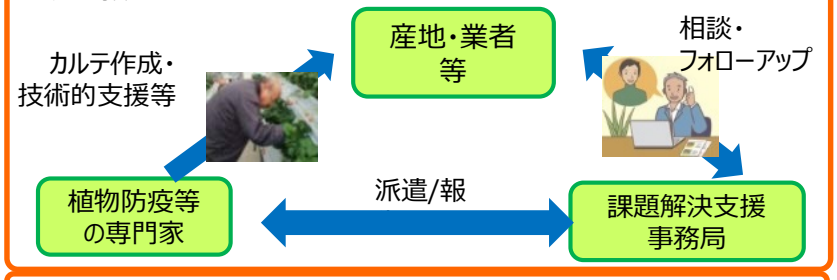

輸出の拡大

○ 輸出が可能な品目・国が拡大し、輸出量が増大。

○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の2030年５兆円目標の実現に寄与。

＜事業の流れ＞ 国 → 委託 → 民間団体等

［お問い合わせ先］消費・安全局植物防疫課　（03-6744-7168）

4 問い合わせ先・その他

4-1 問い合わせ先

規制等の内容に関するお問い合わせ

[本省]

食料産業局輸出先国規制対策課	☎ 03-3501-4079
(輸出相談窓口)	☎ 03-6744-7185

[地方農政局]

北海道農政事務所（生産経営産業部 事業支援課）	☎ 011-330-8810
東北農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 022-263-7071
関東農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 048-740-5351
北陸農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 076-232-4233
東海農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 052-223-4619
近畿農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 075-414-9101
中国四国農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 086-230-4258
九州農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 096-300-6347
沖縄総合事務局（農林水産部 食料産業課）	☎ 098-866-1673

支援事業に関するお問い合わせ

- **施設認定等検査支援事業** ---------- 上記の地方農政局または本省にお問い合わせ下さい。
- **青果物輸出拡大加速化対策事業** ---------- 生産局園芸作物課 ☎ 03-3502-5958
- **輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業** ---- 消費・安全局植物防疫課 ☎ 03-6744-7168

4-2 その他　参考情報

輸入生鮮野菜及び果物の残留農薬検査 関係

【食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）】
（原文）
http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised.pdf
（英語訳）
http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised_Eng.pdf
（日本語仮訳）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf

農薬使用の規制強化 関係

【保健省告示387号　改正告示（2020年11月2日公布）】
（原文）
https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf
（日本語訳）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH419.pdf

・農林水産省では、令和２年度から、植物検疫や残留農薬など輸出先国の規制に対応した防除体系や栽培方法の確立に向けた取組への支援を行っています（輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業）。産地等のご要望に応じ、植物検疫や残留農薬等の専門家を現地に派遣しています。農産物の輸出に関する御相談や専門家の派遣等に当たり費用負担はありません。詳しくは、「農産物輸出課題解決支援事業 事務局」サイト内の相談窓口にご連絡ください。
（※）当該事業は、2021年3月19日までとなっておりますので、ご注意下さい。なお、令和3年度も同様の事業（p12参照）を実施予定ですが、事業実施主体は今後決定予定です。

農産物輸出課題解決支援事業 事務局　一般社団法人全国植物検疫協会内（※）
TEL：070-1187-1520　FAX：03-5294-1525
（事務局ホームページ）　http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/

・輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病害虫マニュアル
農林水産省では、輸出相手国での残留農薬基準値が設定されていない農薬等の使用を低減する新たな防除のためのマニュアル（各産地において輸出相手国の残留農薬基準値に対応した防除体系を検討する際の作業の流れや事例）を作成しています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/export_manual.html